

令和元年
11月6日
発行

編集・発行
桑折町総合政策課

内容

- ・台風被害に係る住宅支援
- ・罹災証明交付申請を受付
- ・国民年金保険料の納付免除
- ・農地に漂着した災害ゴミの回収
- ・介護などに係る税務申告書類を
発行します
- ・乳幼児健診の日程
- ・特定健診・各種がん検診を
追加で実施します
- ・パーソナルトレーニング参加者募集
- ・400ml献血にご協力ください！
- ・油流出事故を防ぎましょう
- ・男性のための健康料理教室
- ・消費税の軽減税率制度
に関する説明会

国民年金保険料の納付免除

台風19号に伴う被害により、国民年金保険料の納付が困難な場合、申請により保険料が全額免除されます。

■対象となる人 国民年金第1号被保険者（日本国内に住む20歳以上60歳未満の自営業者、農業・漁業者、学生、無職の人とその配偶者）で、住宅・家財・その他の財産などにおおむね2分の1以上の損害を受けた人

■保険料が免除される期間

令和元年9月～令和3年6月分まで（令和2年7月分以降は再度申請が必要。）

■必要書類など

- ①国民年金保険料免除・納付猶予申請書
- ②罹災証明書または被害農林漁業者等と認定された被害認定書の写し
- ③被災状況届（罹災証明書または被害認定書の写しがあれば不要）
- ④保険金・損害賠償などの支給金額などを確認できる証明書の写し（保険金・損害賠償などが支給される場合は必要）

⑤印鑑

■追納制度について

全額免除となる期間は、老齢基礎年金の受給額から減額されます。保険料の免除期間は、10年以内であれば後から保険料を納めることにより、保険料を納付した場合と同じとなります。

■提出先・問い合わせ

東北福島年金事務所 ☎ 534-0141
税務住民課 住民係 ☎ 582-2114

農地に漂着した 災害ゴミの回収

台風19号により、農地に漂着したゴミを回収します。

■回収するゴミ 北沢・道林・前屋敷町内会の浸水エリアの農地に漂着したゴミ（稲ワラを除く）

■お願い

- ・11月17日回までに、ゴミを※指定された道路沿いに出してください。
- ・まとめたゴミに※ピンクのテープで目印を付けてください。
- ※指定した道路の地図およびピンクのテープは、北沢・道林・前屋敷の各町内会館に準備します。

固生活環境課 ☎ 582-2123

台風被害に係る住宅支援

■住宅の応急修理について

被災者が被災した住宅の日常生活に必要な最小限度の部分を修理する場合、災害救助法により、町がその費用を支出します。

■町営住宅等一時使用について

住宅が被災（全壊、大規模半壊、半壊、床上浸水）し、居住が困難な人は、緊急待避措置として、町営住宅などを一時使用（3カ月以内）できます。

■借上げ住宅について

災害により住宅の全壊、半壊などによる被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者が民間賃貸住宅を借上げる場合、原則1年として福島県が家賃などの費用負担を行います。

【重要】要件などがあります。詳細については、下記へ問い合わせください。

固まちづくり推進課 ☎ 582-2124

罹災証明交付申請を受付

台風第19号による住家などの被害に対し、罹災証明交付申請を受け付けています。「罹災証明書」は、災害により被災した住家の被害の程度を町が証明するもので、国が定める基準に基づき、町が被害の程度を判定します。申請に伴い、現地調査を行います。

■申請受付窓口

- ・受付開始 10月21日（土）～（土日祝日除く、8:30～17:15まで）
- ・受付場所 役場本庁舎 1階 税務住民課
- ・持参するもの：被害状況写真、本人確認ができる身分証明書、印鑑、委任状（代理人申請の場合）

【重要】被害状況写真について

申請の際に被害の様子が分かる写真を添付してください。次の点に注意して撮影してください。

- ・被災建物、被災物などの全体がわかる写真を角度を変えて複数枚
- ・被害部分が見える写真を角度を変えて複数枚
- ・できるだけ浸水した深さがわかるように撮影してください。
- ・写真には日付を入れて撮影してください。
- ・修理をする前に撮影してください。

固税務住民課 ☎ 582-2114

介護などに係る税務申告書類を発行します

◆要介護等認定高齢者の障害者控除用「対象者認定書」

障害者手帳（身体・精神・療育）の交付を受けていない65歳以上の人で、障害の程度が障害者に準ずるものとして町長の認定を受けた場合は、所得税および地方税において「障害者控除」の対象となります。

控除を受けるためには、一定の基準を満たす人に交付される、町長の「対象者認定書」が必要です。希望する人は申請してください。

■対象者

桑折町に住所がある65歳以上で、おおむね6ヶ月以上寝たきりの状態、身体不自由、認知症などで要介護認定を受けている人（ただし、介護保険の認定を受けているなどの理由で、一律に障害者控除に認定されるわけではありません。）

※身体障害者手帳等の交付を受けている人、既に「障害者控除対象者認定書」の交付を受けている人は、申請不要です。

※平成31年中に死亡した人も対象になります。

■受付期限 12月13日金まで

※平成31年分の障害者控除を受けるためには、今年中に認定を受ける必要がありますので、期限内での申請をお願いします。

■受付場所 健康福祉課 介護保険係（やすらぎ園）

■必要なもの

- ・申請書（健康福祉課にあります）
- ・印鑑（申請者）
- ・介護保険被保険者証
- ・窓口に来所する人が本人でない場合、身分証明書（運転免許証・健康保険証・パスポートなど）

◆おむつ代の医療費控除2年目以降添付用「確認書」

介護などにかかるおむつ代については、医師から「寝たきり状態にあり、おむつの使用が必要」と認める『おむつ使用証明書』の発行を受け、税務申告時に添付することにより医療費控除の対象となります。

この証明書は、申告2年目以降『要介護認定の主治医意見書に基づく市町村の確認書』の添付でもよいとされていますので、希望する人は申請してください。

■申請要件

- ・現年または前年に要介護認定を受けていること（ただし、前年については、要介護認定の有効期間が1年を超える場合に限り。）

- ・要介護認定のための主治医意見書で、おおむね6ヶ月以上寝たきり状態にあること、および尿失禁の発生可能性が確認できること。

- ・おむつ代の医療費控除を受けるのが、2年目以降であること。（初めての人は、医師の証明が必要です。）

※平成31年中に死亡した人も対象になります。

■受付期限 12月13日金まで

■受付場所 健康福祉課 介護保険係（やすらぎ園）

■必要なもの

- ・確認依頼書（健康福祉課にあります）
- ・介護保険被保険者証
- ・印鑑（申請者）
- ・窓口に来所する人が本人でない場合、身分証明書（運転免許証・健康保険証・パスポートなど）

【注意】家族介護用品給付券で購入した紙おむつ代は該当になりません。なお、初めておむつ代の医療費控除を受ける人は、医師から「おむつ使用証明書」を受け取り、申告時に提示してください。証明書用紙は健康福祉課にあります。

☎健康福祉課 介護保険係 ☎582-1134

乳幼児健診の日程

健診内容	月日	受付時間	対象者	対象保護者向け
4カ月児健康診査	11月7日(木)	13:15～13:30	令和元年6月生まれ	インボディ測定 ※1 尿検査 ※2 歯科検診 ※3
	12月3日(火)		令和元年7月生まれ	
7カ月児健康診査	11月7日(木)	13:00～13:15	平成31年3月生まれ	
	12月3日(火)		平成31年4月生まれ	
1歳6カ月児健康診査	11月12日(火)	13:00～13:30	平成30年3月生まれ	
			平成30年4月生まれ	
3歳6カ月児健康診査	12月10日(火)	郵送にて個別通知	平成28年4月生まれ	
			平成28年5月生まれ	
			平成28年6月生まれ	
10・11カ月児健康診査	12月17日(火)	13:00～13:30	平成30年12月生まれ	
			平成31年1月生まれ	

※1 乳幼児健診対象児の保護者全員に、インボディ（体組成計）測定を実施します。（ペースメーカー埋め込み者、妊婦を除く）
 ※2 7カ月児健診対象乳児の保護者に、尿中塩分測定検査を案内・実施しています。
 ※3 1歳6カ月児健診対象幼児の保護者に、歯科検診を実施しています。

■実施場所・問い合わせ 保健福祉センター「やすらぎ園」（子育て世代包括支援センター「すくすく」） ☎582-6045

特定健診・各種がん検診を追加で実施します

今年度の各種検診を受けなかった人を対象に追加検診を実施します。まだ受けていない人は、この機会にぜひ検診を受けましょう。

総合検診受診録をお持ちでない人で検診を希望する場合は、健康福祉課 健康増進係（☎ 582-1133）に申し込んでください。

■期間 12月5日(木) 8:45～10:30

■場所 保健福祉センター「やすらぎ園」集団検診室

■持ち物 保険証、自己負担金（町県民税非課税世帯者、生活保護世帯者は無料）、総合検診受診録

検診	対象者	内容	自己負担金
結核・肺がん検診	40歳以上の人	胸部レントゲン撮影	無料
桑折町特定健康診査	町国民健康保険加入の40歳～75歳未満の人	問診・身体計測・腹囲・診察・血圧・血液検査・尿検査・心電図・眼底検査	1,300円
胃がん検診	40歳以上の人	胃の透視検査	800円
大腸がん検診	40歳以上の人	便の潜血検査	500円
前立腺がん検診	50歳以上の男性	PSA検査（血液検査）	500円
後期高齢者健診	後期高齢者医療被保険者	問診・身体計測・診察・血圧測定・血液検査・尿検査 ☆希望により詳細検査（心電図など）も受診できます。	無料 （詳細検査 300円）
肝炎ウイルス検査	40歳以上で肝炎ウイルス検査を受けたことがない人	血液検査	500円
骨粗しょう症検診	40～70歳の5歳きざみ年齢の女性	骨密度測定	500円

◆あなたは1日どれくらい塩分をとっていますか？

わたしたちは普段の食事でどれくらい塩分をとっているのでしょうか？

塩分のとり過ぎはとくに高血圧につながりやすく、脳卒中や心臓病、腎臓病などを引き起こします。

そこで、町では、特定健診時の尿から「1日の塩分摂取量」を推測する検査を実施しています。

ぜひ健診を受けて、自分がどれくらい塩分をとっているかを知り、健康づくりに生かしましょう！

パーソナルトレーニング参加者募集

参加
無料

体重・体脂肪減少を目指し、インストラクターが一人一人個別に筋肉トレーニング、有酸素運動の指導を行うパーソナルトレーニングを行います。

「やせたい！」と思っている人、体重・体脂肪を集中的に落としたい人、一人一人個別に行いますので、ぜひこの機会を利用してメリハリボディに近づきましょう！

個別のトレーニングですので、できるだけお休みのないよう参加ください。

■日時（年末年始を除く、土曜日）

【12月】14日、21日、28日

【1月】11日、18日、25日

【2月】1日、8日、15日、22日、29日

【3月】7日、3月14日

※参加決定後に個別に時間を割り振りますが、9:30～11:30の間に行います。

■対象者

町在住 20歳以上 65歳までの肥満傾向の人（タニタウォーキングチャレンジ事業参加中の人は除きます。）

■場所

多目的スタジオ「イコーゼ！」

■定員

各6人（定員になり次第締め切ります。）

※6か月以内に心筋梗塞、脳梗塞、脳出血を起こした人、主治医により運動制限がある人の申し込みはご遠慮ください。

※運動前の聞き取りにて、指導者から安全に運動を行えないと判断された場合はお断りする場合がありますので、ご了承ください。

■申し込み・問い合わせ

健康福祉課 健康増進係

☎ 582-1133



第2回

男性のための健康料理教室

生活習慣病を予防し、健康で過ごすために「健康料理教室」を行います。

前回の料理教室では、ご飯、鶏肉のカリカリにソース、卵焼き、野菜スープを実習しました。

はじめて料理をされる人も大歓迎です。お気軽に申し込んでください。

■日時 12月4日(木) 9:30～12:00

■場所 保健福祉センター「やすらぎ園」

■内容

- ・調理実習（メニューはお楽しみに！）
- ・健康についての話し

■対象 男性

■参加費 食材料費として300円（当日徴収）

■持ち物 エプロン

■申し込み 11月25日(金)までに、下記へ電話で申し込んでください。

☎健康福祉課 健康増進係 ☎582-1133



400ml 献血にご協力ください！

医療技術の発達した現在でも、血液とまったく同じ作用をもつものを人工的につくることはできません。さらに、血液は生きた細胞で、長期保存が不可能なため、輸血に必要な血液をいつでも十分に確保しておくためには、絶えず皆さんの献血が必要となります。

次の日程で全血献血を実施しますので、町民の皆さんのご協力をお願いします。

■日時 11月19日(木) 9:00～11:30

■場所 桑折町役場 駐車場

■申し込み・問い合わせ 11月15日(金)までに、健康福祉課 健康増進係（☎582-1133）へ申し込んでください。なお、当日の受付もしますが、できるだけ期日までに申し込んでください。

■献血基準

1回献血量	400mL
年齢	男性 17歳～69歳、 女性 18歳～69歳※
体重	男女とも 50kg 以上
最高血圧	90mmHg 以上
血色素量	男性 13.0 g/dl 以上 女性 12.5 g/dl 以上
年間献血回数	男性 3回以内 女性 2回以内
年間総献血量	男性 1,200mL 以内 女性 800mL 以内

※65歳以上の献血については、本人の健康を考え、60～64歳の間に献血経験がある人に限ります。

福島税務署からのお知らせ

消費税の軽減税率制度に関する説明会

事業者を対象として、消費税の軽減税率制度等に関する説明会を開催します。

■説明会の日程など

日 時	場 所
11月12日 (木)	11:30～12:00 とうほう・みんなの文化センター（福島県文化センター）大ホール（福島市春日町5-54）
	15:00～15:30
11月14日 (土)	15:00～15:30 伊達市ふるさと会館 MDDホール（伊達市前川原63）
12月3日 (木)	11:00～12:00 川俣町中央公民館（伊達郡川俣町字樋ノ口11）
12月4日 (金)	13:30～14:30 とうほう・みんなの文化センター（福島県文化センター）小ホール
12月13日 (金)	15:15～16:15 伊達市保原市民センター（伊達市保原町字宮下111-4）

※説明内容は、各回とも同じです。

※席数に限りがありますので、着座できない場合があります。

※会場の駐車場は、利用台数に限りがありますので、公共の交通機関などをご利用ください。

☎福島税務署 法人課税第一部門 ☎503-2417

油流出事故を防ぎましょう

暖房器具などに給油する時は、油流出事故を防ぐよう、日ごろから次の点に心がけましょう。

■暖房器具、ホームタンクなど使用時の注意点

- ・器具や配管に亀裂や破損がないか必ず確認（異常があれば、早めに交換や修理）
- ・前年の灯油など、不要な油は適正に処分（販売店・専門店へ依頼する）
- ・給油中は離れない
- ・給油後はバルブやコックを完全に閉める
- ・地震などによる転倒防止のため、しっかり固定
- ・屋根からの落雪や除雪作業による配管の破損に注意
- ・定期的に残量を確認し、漏れがないか見る

■油流出事故の発生・発見時の対応

- ・すぐに布や新聞紙などで回収
- ・水で流さない（水で流すと油の汚染を拡げてしまう）
- ・速やかに関係機関へ通報…役場、伊達地方消防組合中央消防署西分署（☎582-3190）、県北地方振興局環境課（☎521-2721）

☎生活環境課 エネルギー環境対策係 ☎582-2123